

高速船規則検査要領

高速船規則検査要領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 30 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 5 月 8 日 達 第 30 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

10 編 電気設備

2 章 電気設備及びシステム設計

2.7 ケーブル

2.7.1 を次のように改める。

2.7.1 一般

次の規格に適合するケーブルは、国際電気標準会議規格（以下、「IEC」という。）60092 に適合するケーブルと同等以上のものとして取り扱う。ただし、これらの規格は、最新版によるものとする。

- (1) JIS C 3410 船用電線
- (2) JIS C 3411 船用電気設備－船及びオフショア用の電力、制御及び計装ケーブルの一般構造及び試験方法
- ~~(3) JCS 4312 高压船用電線、ただし、耐電圧試験は規則 10 編 2.10 によること。~~
- (43) JCS 4316 無機絶縁ケーブル（MI ケーブル）
- ~~(54)~~ JCS 3337 150V 船用電子機器配線用ビニル絶縁電線
- ~~(65)~~ その他本会が IEC 60092 と同等以上と認める規格

備考: JCS とは日本電線工業会規格（Japanese Cable Makers' Standard）を指す。

附 則

1. この達は、2015 年 5 月 8 日から施行する。